（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

［⑴・⑵　略］

⑶　会計方針の変更を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等規則第213条から第218条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

［⑷～⑰　略］

⑱　企業結合に関する事項（財務諸表等規則第228条から第231条まで、第234条、第266条及び第298条の規定に準じて記載すること。）

⑲　事業分離に関する事項（財務諸表等規則第232条、第233条及び第235条の規定に準じて記載すること。）

［⑳～㉒　略］

［２～５　略］

［第３～第５　略］

別紙様式第14号（第210条の10関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金　融　庁　長　官　　殿

住　　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第３　略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　上場会社等（金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である保険持株会社（特例企業会計基準等適用法人等である保険持株会社を除く。）にあっては、この様式中、「第２の２　中間連結貸借対照表」、「第２の３　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第２の４　中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第２の５　中間連結株主資本等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

（記載上の注意）

１　［同左］

［⑴・⑵　同左］

⑶　会計方針の変更を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第５条から第５条の２の５までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間会計期間に係る中間財務諸表のみを表示している場合には、前中間会計期間及び前事業年度に係る事項については記載を要しない。）

［⑷～⑰　同左］

⑱　企業結合に関する事項（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「中間財務諸表等規則」という。）第５条の10から第５条の13まで、第５条の16、第30条及び第50条の３の規定に準じて記載すること。）

⑲　事業分離に関する事項（中間財務諸表等規則第５条の14、第５条の15及び第５条の17の規定に準じて記載すること。）

［⑳～㉒　同左］

［２～５　同左］

［第３～第５　同左］

別紙様式第14号（第210条の10関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書

年　月　日

金　融　庁　長　官　　殿

住　　所
会　社　名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　　次

［第１～第３　同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　上場会社等（金融商品取引法第24条の４の７第１項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下４において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第２項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である保険持株会社（特例企業会計基準等適用法人等である保険持株会社を除く。）にあっては、この様式中、「第２の２　中間連結貸借対照表」、「第２の３　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第２の４　中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第２の５　中間連結株主資本等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。